

自営業者の被扶養者認定について

社会通念上、自営業者（個人事業主）の方は経済的に自立した存在であり、事業の売上や必要経費、経営状況などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方とみなされ、ご自身で国民健康保険に加入することを原則とします。

ただし、当健保組合の被保険者がその世帯の主たる生計維持者として判断できる場合は、自営業者（個人事業主）をしている家族を被扶養者として認定対象とみなす場合があります。この場合、所得内容を別途確認する必要がありますので、下記、「2. 収入を証明するために提出が必要となる書類」をご準備ください。なお、提出いただいた書類で判断が出来ない場合は、追加で書類を依頼することがあります。

※自営業の事業所が法人事業所であって、被扶養者となる人が当該法人事業所の代表者であるときは、健康保険と厚生年金保険の強制適用者に該当するため、原則被扶養者にはなれません。

1. 年間収入の判断

① 給与所得者や年金受給者との公平性を図る為、収入総額から差し引く必要経費は所得税法上で求められている必要経費と異なり、㊸直接的必要経費に限られます。

確定申告における所得金額がそのまま収入とみなされるわけではありません。

㊸：直接的必要経費とは、その費用なしには事業が成り立たない経費（例えば、製造業における原材料費、卸小売業における仕入れ代等）であり、年間総収入から差し引くことができる経費です。それ以外の経費（例えば、租税公課、広告宣伝費、接待交通費、福利厚生費、青色申告特別控除額等）は年間総収入から差し引くことはできません。

② 当健保組合における直接的必要経費については、別表のとおり。

別表に記載のない経費につきましては、事業内容等により判断します。

2. 収入を証明するために提出が必要となる書類

- ・「確定申告書」の写し
- ・「決算書」または「収支内訳書」の写し

上記書類の提出がない場合は適切な審査が出来ない為、申請を受け付けることができませんので、ご了承ください。